

○ 厚生労働大臣が定める者等(平成十二年厚生省告示第二十三号)

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(4)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(3)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が定める者

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注及びニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者

三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(3)までの注10、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)から(3)までの注6の厚生労働大臣が定める者

三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)及び(2)の注6の厚生労働大臣が定める者

三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス

三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス

(略)

(略)

のイ(10)の注、ロ(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(5)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)

のイ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

改正後

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ〜ハ（略）

ニ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。）で

ある指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分（指定居室サービ

ス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すごとに一以上であること。

改正後

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ〜ハ（略）

ニ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病床の看護職員の数及び当該療養病床のユニット部分（指定居室サービ

ス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 五 (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 八 (略)

(2)・(3) (略)

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

療養介護の施設基準

(1) 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）

(三) 五 (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 八 (略)

(2)・(3) (略)

数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していなこと。

(5) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二第三号イ及び第十一号イ(同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当するものであること。

(6) 二(1)(四)、(七)及び(八)に該当するものであること。

ヘ(略)

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

二(1)から(3)まで、ホ又はヘのいずれかに該当するものであること。

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユ

ホ(略)

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

二(1)から(3)まで又はホのいずれかに該当するものであること。

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

ニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員又は介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

引 ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) チ(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。
- (2) 当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

チ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ト(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。
- (2) 当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヌ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

チ(1)若しくは(2)又はリのいずれかに該当するものであること。

ル 認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症患者型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症患者型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定及び(1)の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(三) (五) (略)

ヲ 認知症患者型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十

リ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ト(1)若しくは(2)又はチのいずれかに該当するものであること

ル 認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症患者型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症患者型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（(1)の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(三) (五) (略)

二条の規定の適用を受ける病院に限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) (2)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(5) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ワ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

ル ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ル(1)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (三) (略)
- (四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当して
いないこと。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ル(2)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (四) (略)

カ 特定認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

ル(1)から(5)まで、フ又はワ(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。

十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ヌ(1)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (三) (略)
- (四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当して
いないこと。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ヌ(2)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (四) (略)

キ 特定認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。

十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の

費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。))第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)(の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。))第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)(の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る。)
。の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ| ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヘの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る。)
。の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十二号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ| ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号イ(3)」と読み替えるものとする。

ニ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス費の施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ヘ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は

(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

チ ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)(四)又は

(2)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

ハ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス費の施設基準

第八号トの規定を準用する。

ニ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号又の規定を準用する。この場合において、同号又(1)(五)又は(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十二号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(四)又は(2)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）
（傍線の部分は改正部分）

改正後

四 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)
ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(2) (1) (略)
指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げる場所により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

改正後

四 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)
ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(2) (1) (略)
指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット部分において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げる場所により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)認知症患者型経過型短期入所療養介護費若しくは特定認知症患者型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症患者型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>(略)</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>	<p>十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>(略)</p>

<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>(略)</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>	<p>十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>(略)</p>

厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条（指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受け

る場合を含む。以下この表において同じ。）に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスをを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置

に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービ等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスをを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

基準の例により算定する。

いている場合を含む。。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

。並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ、Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ、Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。)</p>	(略)	(略)	(略)
<p>数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。)</p>	(略)	(略)	(略)

ハ (略)

表 (略)

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。))及びユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。))及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。)</p>	(略)	(略)	(略)
<p>数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。)</p>	(略)	(略)	(略)

ハ (略)

表 (略)

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費に限る。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

○厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

一 (略)

一 (略)

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

イ (略)

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (三) (略)

(一) (三) (略)

(2) (略)

(2) (略)

(3) 夜間勤務等看護(1)から(Ⅲ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(3) 夜間勤務等看護(1)から(Ⅲ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (二) (略)

(一) (二) (略)

(三) 夜間勤務等看護(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(三) 夜間勤務等看護(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)の規定を準用する。この場合において、(1) (一)中「三十」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。

(1)の規定を準用する。この場合において、(1) (一)中「三十」とあるのは、「二十」と、(1) (三)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設

療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型介護療

サービス費又はユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費又は療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員に適用する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ・ハ (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員に適用する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ・ハ (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

○ 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額

(平成十二年厚生省告示第三十八号)

(傍線の部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)、ロ(8)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、ロ(6)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(2)、ロ(2)、ハ(2)及びニ(2)に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、ロ(5)、ハ(5)及びニ(5)に係る費用の額</p>

○ 介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（表略）

備考

一～三（略）

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居

宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(I)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(II)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(III)の認知

（表略）

備考

一～三（略）

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居

宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(II)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(III)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者

症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護保健施設サービス費(I)、小規模介護保健施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(IV)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療

型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)若しくは基準適合診療所短期入所療養介護費(I)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護保健施設サービス費(I)、小規模介護保健施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(IV)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、

介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(II)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

入所療養介護費(II)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第二百二十三号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イ ホ (略)
 ヘ その他

(2) (1) (略)
 (2) 指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(4)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)、(2)及び(3)の注10、イ(1)、(2)及び(3)の注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)、(2)及び(3)

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イ ホ (略)
 ヘ その他

(2) (1) (略)
 (2) 指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)、(2)及び(3)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)、(2)及び(3)の注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注9、イ(1)及び(2)の注10、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)及び(2)の注6及びハ(1)及び(2)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の

の注 7、ハ(1)及び(2)の注 5、ニ(1)、(2)及び(3)の注 4 及びホ(1)及び(2)の注 3 に定める者が利用、入所又は入院するものについて、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

注 5、ニ(1)及び(2)の注 4 及びホ(1)及び(2)の注 3 に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

一 適正な手続の確保

一 適正な手続の確保

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。
ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。
ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(4)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)、(2)及び(3)の注10、イ(1)、(2)及び(3)の注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)、(2)及び(3)の注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院するものは除く。）
室料及び光熱水費に相当する額

(2) (ii) (略)

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)、(2)及び(3)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)、(2)及び(3)の注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注9、イ(1)及び(2)の注10、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)及び(2)の注6及びハ(1)及び(2)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院するものは除く。）
室料及び光熱水費に相当する額

(2) (ii) (略)

口
(略)

口
(略)